

第四次産業革命スキル習得講座認定制度（Reスキル制度）

申請及び審査の迅速化・効率化に向けて、
2025年10月～11月上旬の申請受付から、IT分野における申請方法を変更します

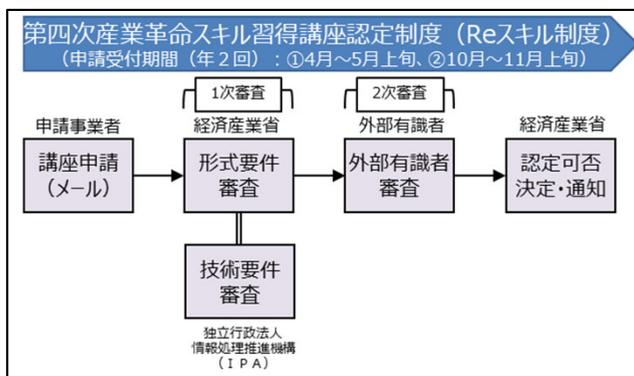
2025年7月

経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課

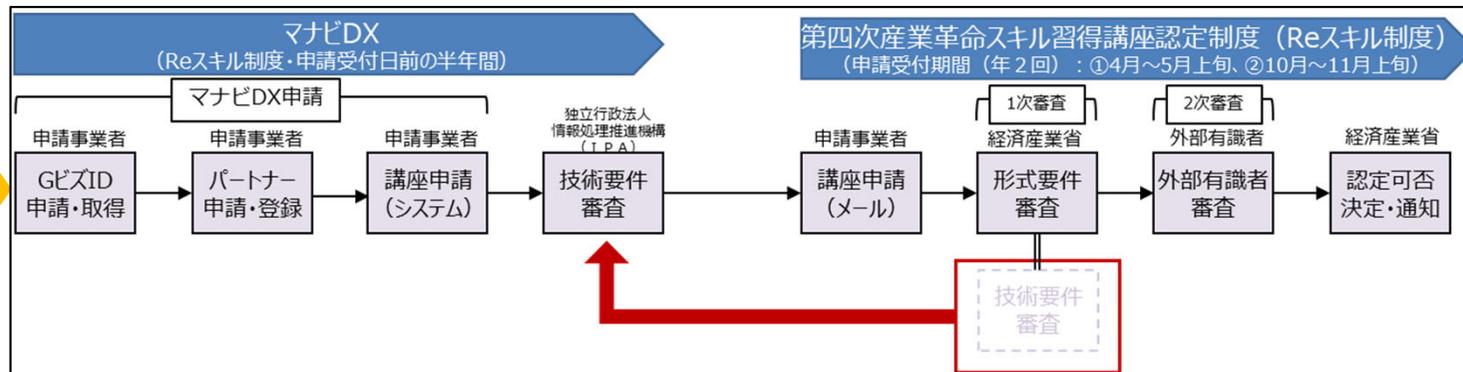
1 IT分野に係る運用変更の内容

申請・審査フロー

(従来の運用)



(新運用)



【変更点】

- 従来、経済産業省へ申請されていた第四次産業革命スキル習得講座認定制度（以下「Reスキル制度」）のうち、**技術要件審査**については、**Reスキル制度の申請受付日前の半年間の内に、「マナビDX」（弊省・IPAが運営するポータルサイト）のシステム上で申請・審査を受けていただく運用へ変更します。**

※第17回Reスキル制度の申請受付（2025年10月～11月上旬）から適用（第17回のみ、従来の運用でも申請を受け付けることとします。）

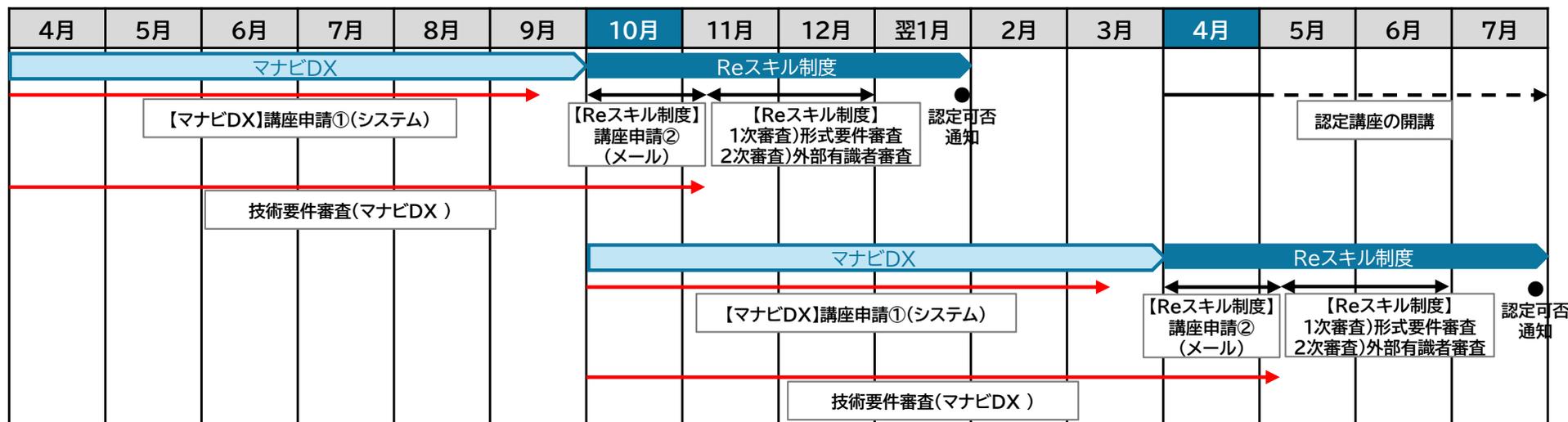
※第18回Reスキル制度の申請受付（2026年4月～5月上旬）から新運用へ完全移行

- 上記技術要件審査で合格となった講座のみが、Reスキル制度の申請・審査の対象となります。そのため、**Reスキル制度の申請時点で技術要件審査の合格を受けていない場合、Reスキル制度に申請されても不認定となります**ので、ご注意ください。**「マナビDXでの技術要件審査の合格」＝「Reスキル制度の認定」ではなく、技術要件審査合格後、経済産業省へReスキル制度の申請・審査を受けていただき、そちらを合格することで、Reスキル制度の認定となります。**

- 申請事業者様のメリットとして、お早めにお手続きいただくことで**仮に技術要件審査で一度不合格となったとしても、その半年間内で再審査を受けることが可能です。**（ただし、不合格後2週間は再審査を受けることができませんので、ご注意ください。）

2 マナビDXシステムでの手続き（申請・審査）①

申請期間等



※Reスキル制度の具体的なスケジュールは申請回毎に本制度HPにて公表

● 技術要件審査の申請期間（【マナビDX】講座申請①（システム））

⇒Reスキル制度の申請受付日の半年前～申請受付日の前月第2金曜日

● 技術要件審査の審査期間（技術要件審査（マナビDX））

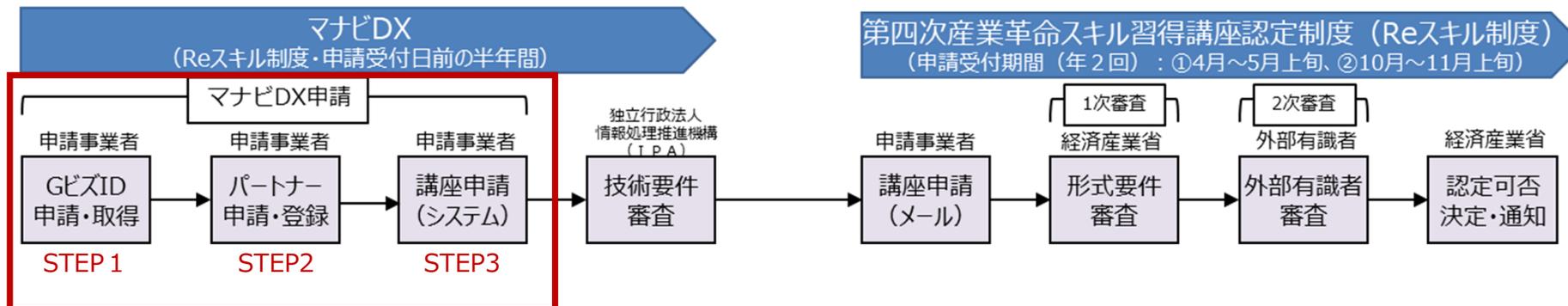
⇒Reスキル制度の申請受付日の半年前～申請〆切日

	10月～11月上旬にReスキル制度の申請をされる場合	4月～5月上旬にReスキル制度の申請をされる場合
技術要件審査の申請期間	同年4月1日～9月第2金曜日※17時 上表【マナビDX】講座申請①(システム)	前年10月1日～3月第2金曜日※17時 上表【マナビDX】講座申請①(システム)
技術要件審査の審査期間	同年4月1日～11月上旬（申請〆切日） 上表 技術要件審査(マナビDX)	同年10月1日～5月上旬（申請〆切日） 上表 技術要件審査(マナビDX)

※祝日の場合は、その直前の平日とする。

3 マナビDXシステムでの手続き（申請・審査）②

申請手続き等



- 手続先 マナビDX「講座提供希望の事業者の方へ」：<https://manabi-dx.ipa.go.jp/publish>
- 申請手順・標準手続期間（目安）
 - STEP 1：GBizID申請・取得【申請から約2週間程度】
GBizID（法人・個人事業主向け共通認証システム）のプライムorメンバーアカウントで、マナビDXにログイン
※GBizIDについて：<https://provider.manabi-dx.ipa.go.jp/login>
 - STEP 2：パートナー申請・登録【申請から約1週間程度】
マナビDXのパートナーとして登録
 - STEP 3：講座申請（システム）【申請から審査完了まで約3～4週間程度】
- その他留意点
 - STEP 1・STEP 2は、マナビDXでの申請期間（P3参照）に関わらず、事前にお手続きできますので、お早めに行っていただくことを推奨します（特にSTEP 1は申請前に社内での確認に時間を要する場合がありますので、ご注意ください）。
 - STEP 3は、期限間近の場合、申請が混み合う恐れもあります。
技術要件審査申請〆切日の1か月半～2か月前までに申請することを推奨します。

4 マナビDXシステムでの手続き（申請・審査）③

申請書類等

● 申請書類

- ・ 申請書・様式第1-7号
（技術要件審査に必要な項目※のみ記載）
- ・ 申請講座で使用する教材
- ・ 演習の具体的な実施手順等を示す資料

※1 様式第1号、4号、7号、ロール対応表のうち、記載例で示す項目を記載

※2 Reスキル制度の申請時では、上記「申請書・様式第1-7」に技術要件審査に必要な項目以外を加筆の上、申請いただきます。

● 提出方法

マナビDX上の提出用オンラインストレージに上記書類をアップロードして提出

● 注意事項等

- ・ 「マナビDXでの技術要件審査の合格」 = 「Reスキル制度の認定」ではありません。

技術要件審査合格後、経済産業省へReスキル制度の申請・審査を受けていただき、そちらを合格することで、Reスキル制度の認定となります。

・ 仮に技術要件審査で不合格となったとしても、その半年間内で再審査を受けることが可能です。

ただし、不合格後2週間は再審査を受けることができませんので、ご注意ください。

Reスキル制度申請書類一式

申請書・様式第1-7号

提出物一覧・チェックリスト

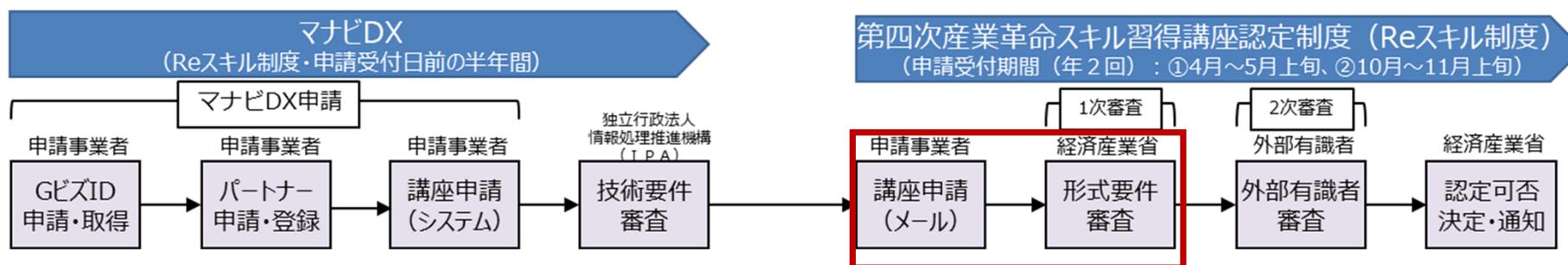
- ・ 申請講座で使用する教材

- ・ 演習の具体的な実施手順等を示す資料

- ・ その他の添付書類

- ・ 直近2期の財務諸表
- ・ 直近で実施した申請講座のアンケート結果等を示す資料
- ・ 直近で開講した申請講座の開講実績を示す資料
- ・ (任意)その他講座の内容等に関するPR資料

5 Reスキル制度の手続き（申請・審査）



● 申請期間

Reスキル制度の講座認定は、年2回（4月1日、10月1日）実施
（従前から変更なし）

4月1日認定分：申請期間（前年10月～11月上旬）

10月1日認定分：申請期間（4月～5月上旬）

※具体的なスケジュールはReスキル制度の申請回毎に本制度HPにて公表

● 申請書類

- ・ 申請書・様式第1-7号
（ManabiDXで提出した申請書に技術要件審査に必要な項目以外を加筆の上、提出）
- ・ 提出物一覧・チェックリスト
- ・ その他添付書類（詳細は提出物一覧・チェックリストを参照）
※「申請講座で使用する教材」と「演習の具体的な実施手順等を示す資料」は、技術要件審査申請時に提出されるため、Reスキル制度申請時の提出は不要です。

● 提出方法

経済産業省宛にメールで提出（従前から変更なし）

※提出先等の詳細は本制度HPを参照

※これまでどおり教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の同時申請が可能

● 注意事項等

Reスキル制度の申請時点で技術要件審査の合格を受けていない場合、Reスキル制度に申請されても不認定となりますので、ご注意ください。

Reスキル制度申請書類一式

申請書・様式第1-7号

提出物一覧・チェックリスト

- ・ 申請講座で使用する教材
- ・ 演習の具体的な実施手順等を示す資料

その他の添付書類

- ・ 直近2期の財務諸表
- ・ 直近で実施した申請講座のアンケート結果等を示す資料
- ・ 直近で開講した申請講座の開講実績を示す資料
- ・ (任意)その他講座の内容等に関するPR資料

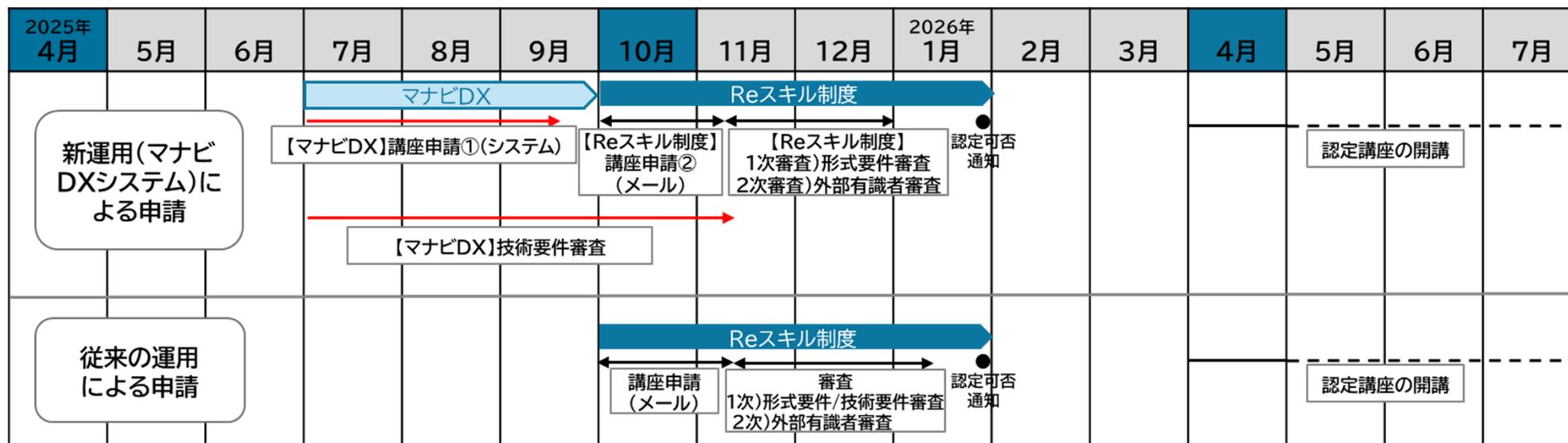
6 変更初回のハイブリッド運用について

- 2025年10月～11月上旬の第17回Reスキル制度の申請受付から運用変更することとしております。
- **変更初回の2025年10月～11月上旬の第17回Reスキル制度の技術要件審査の申請受付は、マナビDXのシステム改修の都合上、2025年7月から受け付けることとしておりますのでご注意ください。**

【新運用によるマナビDXでの申請期間】 2025年7月16日16時～9月12日 17時

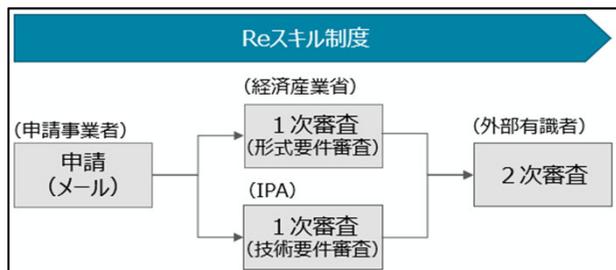
- 運用変更に係る周知期間の確保のため、2025年10月～11月上旬のReスキル制度の申請受付に限り、従来の運用※での申請受付も行いますので、2025年7月からのマナビDXでの技術要件の審査に間に合わなかった事業者の皆様も、Reスキル制度に申請することが可能です。

※ 従来の運用：Reスキル制度の申請受付期間中、1次審査として、形式要件の審査と同時並行して、技術要件の審査を行う運用のこと



【参考資料】 IT分野に係る運用変更の背景

- Reスキル制度は、年2回（①4月～5月上旬、②10月～11月上旬）、講座の申請を受付し、その後1次審査（経済産業省による形式要件の審査※1・IPAによる技術要件の審査※2）と2次審査（外部有識者による審査※3）を経て、所定の要件を満たしたと認められる講座を経済産業大臣が認定しています。



- ※1 形式要件の審査（1次審査）：
申請講座の開講実績や事業者の事業実績、財務状況等について、申請書や開講実績資料、アンケート結果等を確認し、所定の要件を満たしているか審査を行うもの
- ※2 技術要件の審査（1次審査）：
申請講座のレベル感（ITSSレベル3以上か否か）や、申請分野・講師の適切性について、申請書や教材、演習等を確認し、所定の要件を満たしているか審査を行うもの
- ※3 外部有識者による審査（2次審査）：
1次審査の内容を確認し、所定の要件を満たしているか審査を行うもの

- 申請受付や審査等のスケジュールは、現状以下のとおりとなっている。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌1月	2月	3月	4月	5月
Reスキル制度													
申請受付 (メール)	審査(1次・2次)		認定可否通知			認定講座の開講							
Reスキル制度													
						申請受付 (メール)	審査(1次・2次)		認定可否通知				
												認定講座の開講	
												Reスキル制度 →	

- 近年、申請講座数が右肩上がりの状況で、限られた審査期間の中で、引き続きより多くの講座を認定するためには、審査の中でとりわけ重要な位置づけである技術要件の審査（1次審査）に、十分な審査期間を確保することが重要で、上記審査期間にとらわれない運用への変更が求められています。

【参考資料】ポータルサイト「マナビDX (デラックス)」

民間が提供する講座をスキル標準（スキル・レベル）に紐付け一元的に提示するポータルサイト。
 （R7.7月現在：約250社約770講座）情報処理推進機構（IPA）が審査・運営。
 一定レベル以上の認定講座について、厚生労働省が定める要件を満たした場合は、**専門実践教育訓練給付（個人向け）、人材開発支援助成金（企業向け）の対象**となる。

